

週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）

令和6年7月

鹿嶋市総務部総務課契約検査室

鹿嶋市が発注する週休2日制促進工事实施要領（以下「要領」という。）第5条に示す「別に定める経費補正等基準」のうち、一般土木工事に係るものについては下記のとおりとする。

記

1 本基準の対象

積算基準及び標準歩掛（土木編）に基づき予定価格を算定の上、鹿嶋市が発注する週休2日制促進工事を対象とする。

2 経費補正等の実施について

（1）発注者指定型の場合

ア 当初発注の予定価格算定において、3による経費補正等を実施する。

イ 3（1）の経費補正係数については、区分Cを適用する。ただし、現場閉所率が100%未滿となった場合は、当該補正を解除（設計変更減）し、現場閉所率に応じて決定する。

ウ 現場閉所率が75%未滿となった場合は、経費補正は行わない。

（2）受注者希望型の場合

ア 契約後の受発注者協議により週休2日での施工が決定した場合は、3による経費補正等を設計変更時に実施する。

イ 3（1）の経費補正係数については、現場閉所率に応じて決定する。

ウ 現場閉所率が75%未滿となった場合は、経費補正は行わない。

3 経費補正等の基準

（1）経費補正係数

ア 経費補正は、以下の表による。ただし、市場単価方式による積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

現場閉所日確保率	【区分A】	【区分B】	【区分C】
	75.0%以上 87.5%未滿 (4週6休以上4週7休未滿)	87.5%以上 100%未滿 (4週7休以上4週8休未滿)	100%以上 (4週8休以上)
労務費に対する補正係数	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)に対する補正係数	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率に対する補正係数	1.02	1.03	1.04
現場管理費率に対する補正係数	1.03	1.04	1.06

(注) 積算システムでは、「11. 週休制度補正区分」において、区分Aとする場合は「4週6休以上、4週7休未滿」、区分Bとする場合は「4週7休以上、4週8休未滿」、区分Cとする場合は「4週8休以上」を選択する。

イ アにおける現場閉所率は、以下の算式による。

$$\text{現場閉所日確保率(\%)} = \frac{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した現場閉所日のうち現場閉所した実績日数(※1)}}{\text{要領第6条に定める実施工程の作成により設定した現場閉所日の総日数(※2)}} \times 100\%$$

※1 要領第3条に定める振替現場閉所日も含める。また、発注者の指示や緊急対応等により現場閉所ができなかった日についても、現場閉所した日とみなす。
 ※2 完全週休2日制の場合は、対象期間の土曜日、日曜日の総日数。
 4週8休制の場合は、対象期間の月単位で設定した28.5%（2/7）の総日数（2/7未滿または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名 称	区分	補正係数		
		4週6休以上, 4週7休未滿	4週7休以上, 4週8休未滿	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

附 則

この基準は、令和6年7月1日以降起工決議をする週休2日制促進工事から適用する。